

第43回定時総会(04.11.7開催)終わる

「明文改憲阻止の運動強化へ」

日民協の第43回定期総会が11月7日、抜けるような秋晴れの日に東京・四谷のプラザFにて開催された。37回目の司法制度研究集会を午後に控えての強行スケジュール。

開会での鳥生理事長あいさつの概要は別項の通り。

総会では、明文改憲阻止の運動への取り組みの重要性が確認された。そして、司法問題にも引き続き重要課題として位置づけること、必要な活動をするのにふさわしい組織態勢を作ることも。具体的には活動的な人材を事務局次長に得て充実した執行部としなければならないことが強調された。



「相磯まつ江・法と民主主義賞」の創設

「相磯まつ江記念・法と民主主義賞」の創設が決議された。相磯まつ江先生は女性弁護士の草分け、女性の労働弁護士としては第1号であろう。かつては、国会内の社会党法律相談所に籍を置いていたという。砂川事件や、安保闘争関連事件に携わり、「朝日訴訟の訴状を書いたのは私」とおっしゃる。

その相磯先生が、日民協の財政状態を心配され、「『法と民主主義』が財政上の理由で薄くなるのは見ておられない」と、行動を起こされた。新宿1丁目に更地を見つけて5階建てのビルを新築し、このうち2・3階のスペース合計30坪を無償でお使いくださいと申し出られた。その建物に協会が引っ越したのが5月末。6月1日から、新しい「AMビル」を拠点として協会は活動をはじめた。

「相磯まつ江・法と民主主義賞」は、これを契機に「法と民主主義」充実のために、年間最優秀の掲載論文や活動報告

開会のあいさつ 鳥生忠佑理事長

本日の日本民主法律家協会の総会は、憲法改正の動きが強まるなかで開催さめるものとして、日民協43年の歴史上最も重大な意義をもつ総会であり、協会が憲法改正にどう対処するかは、日民協存立の意義が問われていると言っても過言ではありません。

(中略)

今日、始まるようとしている9条を中心とした憲法の明文改正を許さず、これを阻止するには、国民の各層がそれぞれの立場と利害を乗り越えて、9条を守るとの一点で団結し、国民世論を大きく形成していくことに、かかっています。そして、これを励ます法律家はその力量をどれだけ発揮し、集約できるかにかかっていると考えます。



鳥生忠佑理事長

その意味で、本日の総会においては、日民協の断固とした姿勢を示し、国民とともに9条を中心とした如何なる憲法の明文改正にも反対し、これを阻止するために闘う決意を表明する宣言を、満場一致をもって、採択していただきたいと考えます。

本日の総会では、重要な議題として、その他、日民協の事務所移転を機に「法と民主主義賞」の制定をお願いすることを考えております。また例年にならい、活動報告、活動方針の提案、会計報告と提案等の多くの案件があります。十分な御審議をお願いして、理事長としての開会のあいさつとさせていただきます。

に対して、一点を選んで表彰しようというもの。被表彰者には総会で記念講演をしてもらう。もちろん副賞の賞金も出す。

この企画には相磯先生も乗り気だったが、賞のネーミングで、やや難航した。相磯先生が「自分の名を出したくない」「大げさにしないで」という姿勢だったから。ようやく、略称を当



相磯まつ江氏

初案の「相磯法民賞」とせずに「法民賞」とすることでご同意をいただいた。(制定要綱・後記掲載) 選考委員は5人。相磯先生もはいついていただく。来年の総会が楽しみになってきた。

ひきつづき鳥生忠佑理事長 澤藤統一郎事務局長の体制で



澤藤統一郎事務局長

人事については、ひきつづき理事長に鳥生忠佑氏を、そして、あと1期のみとの本人からの強い要望付きで、事務局長に澤藤統一郎氏を選任。次の事務局長体制確立のための事務局長次長制度の確立と、各委員会の充実を図ることの重要性を確認した。

総会宣言「日本国憲法を擁護し、国際社会の平和的發展を期する宣言」を採択

全国理事会での討議を経た「宣言(案)」を定時総会議案書に掲載すべきところ、推敲前のものが掲載されてしまった。訂正宣言を総会当日配布する予定が、またまたミスが重なり、訂正以前のものを配布するというハプニングの末、会場からの適切な指摘や意見がよせられた。文案の訂正を含め、採択された。採択された「宣言」は、各方面にも配布された。(法民11月号・日民協ホームページ掲載)



司会の佐藤むつみ氏(左) 海部幸造氏(右)

第37回司法制度研究集会報告

定時総会終了後、第37回司法制度研究集会が開催された。総合テーマは、「検証『司法改革』 これまで司法は良くなるのか」というもの。司法改革の経過の概略は以下のとおり。



山田善二郎氏



伊佐千尋氏



丹波 孝氏



司会の有村一巳氏(左) 佐藤むつみ氏(右)

1990年 日弁連第一次司法改革宣言 / 1994年 経済同友会 「現代日本の病理と処方」(規制緩和適司法の推進) / 1998年 自民党 「21世紀の司法の確かな指針」 / 1999年 司法制度改革審議会の設立 / 2001年6月 司法制度改革審議会意見書 21世紀の日本を支える司法制度 / 同年11月 司法制度改革推進法(3年の時限立法)公布 / 同年12月 司法制度改革推進本部を内閣に設置。以来3年間に、司法改革諸法案を上程成立。現在国会に、積み残し3法案(敗訴者負担・ADR・修習生の給費制廃止)。

以上のとおり、司法改革の最初の提唱者は日弁連であった。しかし、これが軌道に乗ったのは、明らかに財界と政権与党がその気になったからである。司法には国民各層が不満をもっていた。その意味では、司法改革は時代の必然であった。しかし、司法のどの点を不満としどのような司法像を目標にするか、国民の諸階層で立場は大きく異なる。

日民協は、これまで官僚司法を諸悪の根源として、司法(裁判官)の独立を求めてきた。いわばこれまでは、「敵」は官(最高裁・法務省・国)であった。

ところが、今次司法改革では、これまで司法問題に関心のなかった財界が乗りだしてきた。二者対立の図から、三面对立の図柄となって、複雑さが増した。

われわれは今次の司法改革では、「国家や財界のためではなく、市民のための司法改革を」というスローガンを掲げた。その対立物は徹底した市場原理に適合する「規制緩和司法」であり、「企業に大きく、市民に小さな司法」である。

官と、財界と、市民とがせめぎ合ってどうなったのか。今次「司法改革」は、制度設計のスケジュールを終えようとしている。この節目にあつて、司法改革とは何であったのか。どのような諸勢力が、それぞれ誰のための、どのような司法を作ろうと拮抗したのか。その力関係のベクトルは、どのように収斂したのか。これで本当に司法は良くなるのか。そして、残された運動課題は...。このような問題意識での司研集会であった。

広渡教授の基調講演は、大要以下のとおり。

司法制度改革審議会は国家的公共性強調の色彩つよく、「国民統合型司法観」を示し、「この国の形」を作りかえる国家改造の仕上げとしての司法改革を指向した。その政治経済的背景には、新自由主義的構造改革の一環としての司法改革と



司法改革市民会議の面々



講演をする広渡清吾氏

いう位置づけがあり、市民層の統合とともに、競争秩序に適合的な司法の形成が目標とされた。

今次司法改革は、その素早さ、全面性、深度の深さという点で徹底している。その原因は、構造改革という「錦の御旗」がなさしめたことであって、改革の評価が、極端に対立する理由もそこにある。

しかし、司法改革の評価は、決して原理論的に一元的である必要はない。それぞれの各論的分野における到達点と未到達点を具体的に見据えることが大切ではないか。そのような具体的分析の積み重ねから、各分野での運動課題を把握するべきだろう。

司法改革は、民主主義獲得のための闘争がすべてそうであるように、全部勝ちも、全部負けもない。その時点での力関係の決着があるのみ。運動は終わったのではなく、なお続いている。

官側の司法制度改革審議会に対して、民衆の立場の審議会として設置された「司法改革市民会議」のパネルディスカッションでは、刑事司法のあり方が最大の論点となった。



増田れい子氏



井上博道氏

裁判員制度導入を「口実」として審理の迅速だけが強調され、被告人の権利や弁護権が制約を受けることにならないか。とりわけ、公判前整理手続きが、非公開の場で証拠決定をすることの危険性が語られた。また、裁判員に対する守秘義務と違反への罰則が、裁判批判を封じる危険はないか。既に、刑事公判でその先取りがなされている。証拠の全面開示や時取り調べの可視化など、制度として実現できなかった点が致命的ではないか。一步前進ではなく後退ではないか、という意見が強く出された。



坂勇一郎氏

もう一点は、合意による敗訴者負担問題。最新状況の報告では、私的合意による敗訴者負担を制約する立法は今次国会には間に合わない、という。それでも、原案のとおりに可決強行ということになるのだろうか。予断を許さない。

続いて、3テーマについての特別報告。

司法官僚制は、司法諸悪の根源とされてきた。果たして、その変容が見られるか。鈴木元裁判官は、「ヒラメにタイを育てることはできない」という軽妙な言い回しで、ヒラメ型裁判官を一掃することの困難さを説かれた。現場は戸惑っているが、決して悪い面ばかりではなく、明るい芽も出つつある、という報告だった。



鈴木経夫氏

全司法の報告は、予算と人員の足りないままの「改革」の実態についてのもの。結局は、職員への過重なしわ寄せか。運用での市民サービスの低下。基調講演での、「行財政改革」との整合性に鑑みて、司法だけが予算上の破格の優遇を受けることはありえないという一節のとおり。



布川実氏

最後に、日民協会員で日弁連司法改革調査室長でもある小川達雄弁護士から、「総合法律支援法」についての報告。この法律によって設立される独立行政法人・司法支援センター構想についてはまだ不透明な部分が多いが、設立・運営のイニシアチブは弁護士会が確保する。弁護士会を離れたセンター運用はありえず、センターが業務の把握を通じて第二弁護士となったり、個別弁護士の独立性を脅かすことはありえない。弁護士自治変容の契機となるとするのは杞憂だ。また、そうならぬように運動していくことが重要ではないか。



小川達雄氏

この点は大きな論争点として、報告に対する質問・意見が交わされた。

司研集会は、研究集会であって、アピールや決議の採択はしない。時の司法の全体像を浮かび上がらせ、司法民主化の観点からの運動課題を探るものである。確認されたことは、司法をめぐる運動は終わっていないということ。引き続いて、制度設計の見直し、そして運用についての運動課題が見えてきた集会となった。

(報告・澤藤統一郎)

プログラム

開会の挨拶 ……鳥生忠祐(理事長)

第一部 基調講演

……広渡清吾(東京大学教授)

会場発言・意見交換

第二部 パネルディスカッション

検証「司法改革」

刑事訴訟・裁判員制度導入は刑事司法をどうかえるか

敗訴者負担・制度導入をさせないために
会場発言・意見交換

第三部 特別報告

裁判官制度・司法官僚制は変容を受けたか
裁判所の現場から見た司法改革

司法支援センター・弁護士自治は大丈夫か
会場発言・意見交換

まとめ ……澤藤統一郎(事務局長)

「司法改革市民会議」解散式と懇親会

定時総会から司法制度研究集会と、都合8時間も缶詰になり、足腰がふらつき気味の身を押して、懇親会の司会は、全司法OBの有村氏。乾杯とともに、マイクが回される。少しのビールで口元もなめらかになり、次々と名調子の演説が展開された。

市民会議委員には、とてもささやかな、しかし意味深い「憲法風呂敷」を贈呈。遠路からの参加した者も、時間の制約で話しをはしょられた者も、集会の下支えをした事務局も、ともに意気投合した楽しい懇親会だった。



山田氏に憲法風呂敷を手渡す理事長

「相磯まつ江記念・法と民主主義賞」の制定要綱

1 賞設定の目的

「法と民主主義」の充実を願って日民協に事務所スペースを提供された相磯まつ江弁護士を記念し、法と民主主義のいっそうの充実を期すとともに、会員の執筆・寄稿活動を励まし、日民協の今後の発展に寄与するため。

2 賞の名称

本賞は、相磯まつ江記念・法と民主主義賞（略称・法民賞）と称する。

3 賞状と賞金（副賞）の授与

表彰は、定時総会において、賞状と副賞賞金一〇万円を授与する。

4 対象とする論稿等

法と民主主義に掲載した会員及び非会員の論文・活動報告等で、年間最も優れたもの一編とする。

5 基金の設定

本賞の継続を維持するため、法と民主主義基金（略称・法民基金）を設け、会員から広く基金への寄付を求める。

6 選考委員の選任と任期等

- ・毎年の総会において理事会が委任を受け、選考委員（選考委員長となる選考委員を含む）を選任する。
- ・選考委員は五名とし、そのうち一名を選考委員長とする。
- ・選考は委員五名の協議により、多数決で決定する。
- ・各選考委員は公正に選考にあたるものとする。
- ・選考委員の任期は一年とし、法と民主主義編集委員会、弁護士、学者・研究者及びその他の職種の会員の中から選任する。

7 記念講演の実施

受賞者は表彰に際し、記念の講演を行う。

8 本要綱の発効

本要綱は総会において承認を受けたときから、発効する。

~~~~~  
\*実施要領、基金募集要綱を別途定める。  
（第一回全国理事会に於いて発表予定）

## \*追加！ 夏季カンパにご協力いただいた方々（敬称略）

奥田 正 小田 成光 木村 薫 坂元洋太郎

・・・ありがとうございました。



## 原稿募集「ごけん・私流」

「法と民主主義」では、今年の4月号から「シリーズ・改憲阻止」と題して、特集を組んでまいりました。大変好評で、各地で「法民」をヒントに集会の企画なども進んでいます。このシリーズは、来年の4月号まで続く予定です。

そこで、新年号には、会員・読者からの「ごけん（護憲）・私（わたし）流」と題して、2005年の改憲阻止への決意を、200字の原稿用紙5枚に託していただけないでしょうか。

募集要項は下記のとおりです。

|        |      |                                                                          |
|--------|------|--------------------------------------------------------------------------|
| 原稿執筆要項 | 字 数  | 1000字以内                                                                  |
|        | 期 日  | 1月10日（月）厳守                                                               |
|        | 送 付  | メール <a href="mailto:info@jdla.jp">info@jdla.jp</a> あるいは FAX 03-5367-5431 |
|        | タイトル | 20字以内をお願いします。（サブタイトル可）                                                   |

——— お願い ホームページ・「ひろば」へご意見を書き込んでください ———

協会のホームページを開いてみたことがありますか？事務局長日記は、連日、多彩な話題が書き込まれています。ぜひ、ご覧ください。また、「ひろば」は会員・読者限定の掲示板です。自由に書き込んで意見交換の場にご活用下さい。

\*日民協ホームページ（<http://www.jdla.jp/>）を開き、MENU欄の「ひろば」をクリックし、パスワード「rentai」を入力しますと書き込みができます。